

審議会等の見直し（案）

「第5次千曲市行政改革大綱における取組」及び「令和2年度 千曲市定期監査の講評」を受け、既存の会議体の法的な位置づけを明確にするとともに、その会議体に属する委員の「身分」（任用根拠）を明確にするため、審議会等の見直しを行う。

1 「審議会等の設置等に関する基本指針」の一部改正

(1) 審議会等の位置づけの明確化（附属機関と協議会等に区分）

- ①附属機関（条例設置）・・・地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関
- ②協議会等（要綱開催）・・・有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて市政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する協議会その他の会議

(2) 審議会等（附属機関、協議会等）設置の際の留意事項を明記

(3) 委員の選任、会議の運営、設置の見直し事項の補正

2 審議会等の整理（洗い出し・リスト化）

(1) 整理前後のイメージ

<前>				<後>			
種別	設置根拠	名称	身分	種別	設置根拠	名称	身分
「附属機関」の委員	法律又は条例(地方自治法第138条の4第3項)	審査会、 <u>審議会</u> 、調査会、協議会、委員会、会議等	地公法(第3条第3項第2号)特別職・報酬支給・公務災害補償あり	「附属機関」の委員	法律又は条例(地方自治法第138条の4第3項)	審査会、 <u>審議会</u> 、調査会、協議会、委員会、会議等	地公法(第3条第3項第2号)特別職・報酬支給・公務災害補償あり
「附属機関」に該当する可能性がある委員	要綱(規程)	審査会、 <u>審議会</u> 、調査会、協議会、委員会、会議等	?	「附属機関」に該当しない委員 (<u>協議会等</u>)	要綱(規程)	協議会、委員会、懇談会、懇話会、研究会、会議等	私人 ・報酬費支給 ・公務災害補償なし
「附属機関」に該当しない委員	要綱(規程)	審査会、 <u>審議会</u> 、調査会、協議会、委員会、会議等	私人 ・報酬費支給 ・公務災害補償なし				

- (2) 既存審議会等（条例設置を含む全て）の洗い出し、リスト化（所管課へ依頼）
- (3) 「改正基本指針」に基づく既存審議会等の委員の選任、会議の運営、設置の見直し事項の補正（所管課とヒアリング）
- (4) 附属機関又は協議会等の該当性の判断（所管課とヒアリング）

3 例規整備

(1) 「附属機関設置条例」の新規制定

- 今回の作業で新たに附属機関に該当することとなった会議体（個別条例のないもの）を別表で一括して規定（執行機関、附属機関名、所掌事務、定数、任期）
- その他、短期的な設置や将来的に設置が想定されるものを「類型化」して別表で規定（附属機関名、所掌事務、定数、任期）

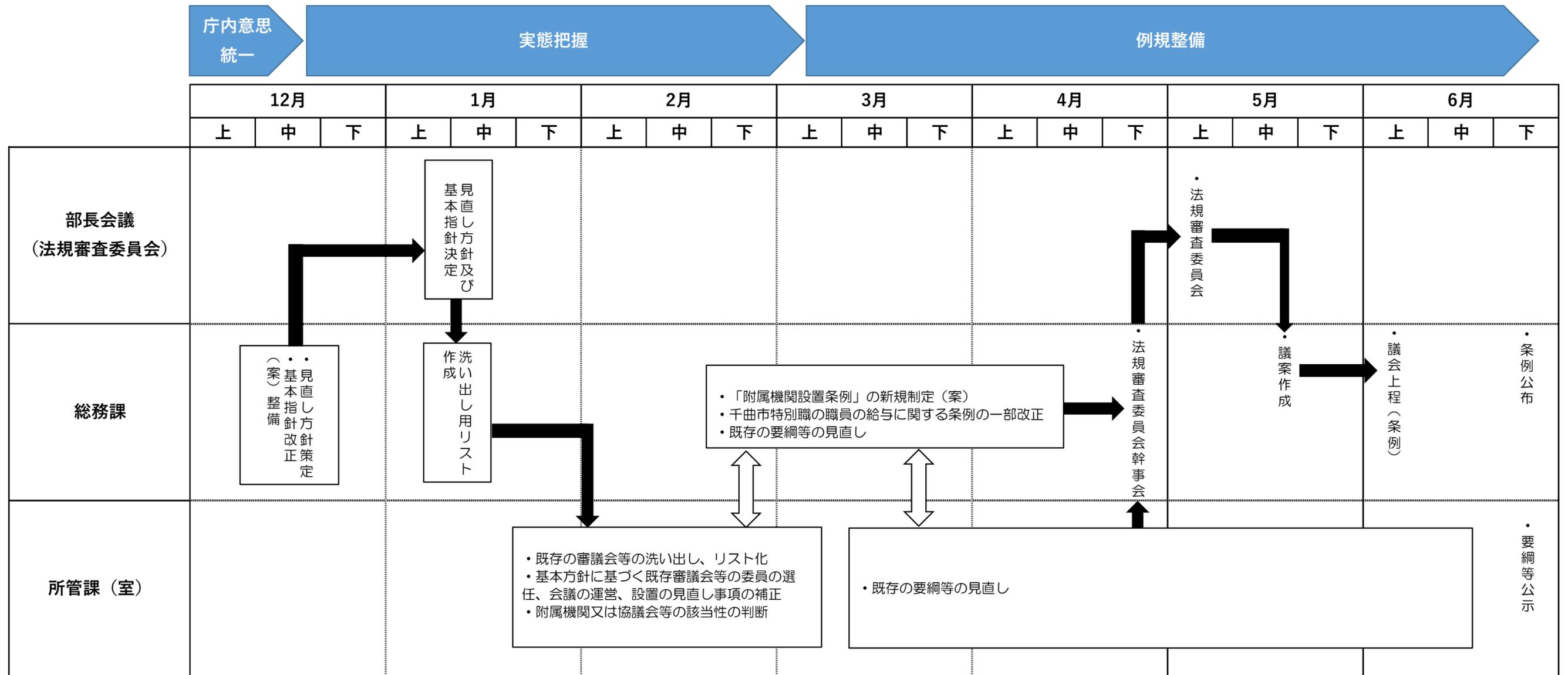
※「類型化」の例

「計画の策定に係る委員会」「作品等の選考に係る委員会」など

(2) 既存の要綱等の見直し

- 今回の作業で、「要綱等で設置していたが、新たに附属機関に該当することとなった会議体」について、必要に応じて、従前の要綱等の改正を行う。

「審議会等の見直し」スケジュール



審議会等の設置及び運営に関する基本指針

制定 平成15年10月17日

改正 平成17年1月31日

平成19年11月7日

令和 年 月 日

（目的）

第1条 この指針は、審議会等の設置（「附属機関の設置」又は「協議会等の開催」をいう。第9条及び第10条において同じ。）及び運営に関する基本方針を定めることにより、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進することを目的とする。

（審議会等の定義）

第2条 この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて市政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する協議会その他の会議（以下「協議会等」という。）

（附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにし、必要な都度委員を任命すること。

（協議会等の開催）

第4条 協議会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる

事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「協議会」、「委員会」、「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」、「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 市から協議会等に対して「諮問」を行わないこと。
- (4) 協議会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。
また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 協議会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための協議会等において、計画等の策定、決定は市が主体的に行うものとし、協議会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、原則として要綱等に開催期間を明記したうえで、常設の会議体としないこと。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第3条第2号の規定は、協議会等の開催について準用する。
- (10) 協議会等の構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般文書により依頼すること。
- (11) 会議への出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものであること。

(審議会等の委員の選任)

第5条 審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「協議会等の構成員」をいう。以下同じ。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。

- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担当事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。
- (3) 市職員は委員に選任しないこと。
- (4) NPO法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などを行う場合は、官民協働の観点からNPO法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。
- (5) 委員の20%以上を目標に、公募委員を審議会等の委員の公募に関する基準（別記1）により積極的に登用すること。
- (6) 男女共同参画社会の形成を目指し、委員の40%以上を目標に女性委員を登用すること。
- (7) 委員を再任する場合は、引き続き3期を超えないこと。
- (8) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、重複しての選任数は2以内とすること。
- (9) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (10) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、必要最小限の人数とし、原則として、1審議会等15人以内とする。
- (11) 市議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるものとする。

（審議会等の会議の運営）

第6条 審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明にいたずらに時間を費やさないこと。
- (2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。
- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提

共に努めること。

- (5) 審議会等は、市民から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は市のホームページ若しくは市報を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあつては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあつては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

(審議会等の会議の公開)

第7条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）第8条各号に該当する情報に関し審議又は協議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議又は協議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合
- 2 会議の公開の方法は、審議会等の会議の公開に関する基準（別記2）によるものとする。

(諮問内容等の議会への報告)

第8条 附属機関にあつては、諮問内容及び答申等を、速やかに市議会に報告するものとする。

(審議会等の設置の見直し)

第9条 次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいもの
- (4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずし

も審議会等を置く必要がないもの

(5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なもの

(審議会等の設置の協議)

第 10 条 審議会等の設置、委員の改選及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめ総務部総務課に協議すること。

附 則

この指針は、平成15年11月1日から適用する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、平成15年11月1日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成19年11月7日から適用する。

附 則

この指針は、令和 年 月 日から施行する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、令和 年 月 日以降の最初の改選時期から適用する。

別記 1

審議会等の委員の公募に関する基準

(応募資格)

第 1 条 公募による審議会等の委員に応募できる者は、当該委員への応募日現在、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市の他の審議会等の委員となっていない者
- (3) 本市の特別職及び常勤の一般職員並びに市議会議員でない者

(公募の方法)

第2条 審議会等の委員の公募に当たっては、当該審議会等の所管課において、次の各号に掲げる事項について、市報等を活用して広く市民に周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び目的
- (2) 応募資格及び公募の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考の方法
- (6) 問い合わせ先その他必要な事項
(決定方法)

第3条 応募を受け付けたときは、申込期限後速やかに選考し、その結果を応募者に書面で通知するものとする。

- 2 申込の数が公募の数に満たない場合は、他の方法により選任するなど、欠員とならないように努めるものとする。

別記2

審議会等の会議の公開に関する基準

(会議開催の周知)

第1条 審議会等の会議を開催するときは、開催日程等を会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

- 2 前項の公表は、会議名、開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、問合せ先その他必要な事項について、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(会議の公開の方法)

第2条 会議の公開は、審議会等の長が会議の傍聴を希望する者に次に掲げる方法により当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 審議会等の長は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の長は、傍聴を希望する者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決

定するものとする。

(3) 審議会等の長は、傍聴者には必要に応じて会議資料を配布するものとする。

ただし、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされた会議資料を除く。

(4) 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

(5) 審議会等の長は、会議に関する報道機関の取材に対して記者席を設ける等配慮するものとする。

2 傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は会議概要の公開に努めるものとする。

(会議録又は会議概要の公開)

第3条 会議録又は会議概要は、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされたものを除き原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

2 会議概要は公表するものとし、公表は、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

審議会等の設置等に関する基本指針（平成15年10月17日制定）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>審議会等の<u>設置等</u>に関する基本指針</p> <p style="text-align: right;">制定 平成15年10月17日 改正 平成17年1月31日 平成19年11月7日</p> <hr/> <p>（目的）</p> <p>第1条 この指針は、審議会等の<u>適正な設置</u>及び運営に関する基本方針を定めることにより、市民の市政への参画ととも、公正で透明な市政の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>（審議会等の定義）</p> <p>第2条 この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に<u>規定する附属機関</u></p> <p>(2) <u>学識経験を有する者等</u>からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により<u>設置された協議会等。ただし、次に掲げるものは除く。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 市職員のみを構成員として組織されるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 地方自治体、関係機関等の団体を構成員として組織されるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 地域審議会その他この指針の対象とすることが適当でないもの</u></p> <p>（審議会等の設置）</p> <p>第3条 <u>審議会等の設置に当たっては、法律等に設置についての定めがあるものを除き、次に掲げる事項に留意するものとする。</u></p>	<p>審議会等の<u>設置及び運営</u>に関する基本指針</p> <p style="text-align: right;">制定 平成15年10月17日 改正 平成17年1月31日 平成19年11月7日 <u>令和 年 月 日</u></p> <hr/> <p>（目的）</p> <p>第1条 この指針は、審議会等の<u>設置（「附属機関の設置」又は「協議会等の開催」をいう。以下第9条及び第10条において同じ。）</u>及び運営に関する基本方針を定めることにより、市民の市政への参画を<u>促進する</u>とともに、公正で透明な市政を推進することを目的とする。</p> <p>（審議会等の定義）</p> <p>第2条 この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の<u>規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関（以下「附属機関」という。）</u></p> <p>(2) <u>有識者等</u>からの意見を聴取し、<u>又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて</u>市政に反映させることを主な目的として、要綱等により<u>開催する協議会その他の会議（以下「協議会等」という。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（附属機関の設置）</p> <p>第3条 <u>附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</u></p>

- (1) 審議会等の新設する場合には、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (2) 審議会等の所掌事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにし、必要な都度委員を任命すること。
(協議会等の開催)

第4条 協議会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「協議会」、「委員会」、「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」、「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 市から協議会等に対して「諮問」を行わないこと。
- (4) 協議会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 協議会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための協議会等において、計画等の策定、決定は市が主体的に行うものとし、協議会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、原則として要綱等に開催期間を明記したうえで、常設の会議体としないこと。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第3条第2号の規定は、協議会等の開催について準用する。

(審議会等の委員の選任)

第4条 審議会等の委員

の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者等の団体の役職名にこだわらず他の審議会等の委員の職に就いていない適任者が得られるよう推薦依頼に当たって配慮すること。

(3) 市職員は委員に選任しないこと。

(4) 委員の20%以上を目標に、公募委員を審議会等の委員の公募に関する基準（別記1）により積極的に登用すること。

(5) 男女共同参画社会の形成を目指し、委員の40%以上を目標に女性委員を登用すること。

(6) 委員を再任する場合は、引き続き3期を超えないこと。

(7) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、重複しての選任数は2以内とする。

(8) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。

(9) 委員の数は、実効性のある審議及び円滑な会議の運営を図るため、必要最小限の人数とし、原則として、1審議会等15人以内と

(10) 協議会等の構成員の決定に際しては、発令行為は行わず、一般文書により依頼すること。

(11) 会議への出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものであること。

(審議会等の委員の選任)

第5条 審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「協議会等の構成員」をいう。以下同じ。）

の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。

(2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担当事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。

(3) 市職員は委員に選任しないこと。

(4) NPO法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などを行う場合は、官民協働の観点からNPO法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。

(5) 委員の20%以上を目標に、公募委員を審議会等の委員の公募に関する基準（別記1）により積極的に登用すること。

(6) 男女共同参画社会の形成を目指し、委員の40%以上を目標に女性委員を登用すること。

(7) 委員を再任する場合は、引き続き3期を超えないこと。

(8) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、重複しての選任数は2以内とする。

(9) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。

(10) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、必要最小限の人数とし、原則として、1審議会等15人以内と

すること。

(10) 市議会議員は、法令、条例に定めのあるものを除き、委員に選出しないこと。

(審議会等の会議の運営)

第5条 審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料説明に時間を費やさないう、資料の簡素化並びに事前配布に努めること。
- (2) 開催回数は必要最小限とし、終了時刻の明示に努めること。
- (3) 審議経過を明確にするため、会議概要を作成し、会議録の作成に努めること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 委員からの意見・提言に対しては、対応結果を審議会等に報告すること。

(審議会等の会議の公開等)

第6条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）第8条各号に該当する情報に関し審議する場合

すること。

(11) 市議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるものとする。

(審議会等の会議の運営)

第6条 審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明にいたずらに時間を費やさないう。
- (2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。
- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 審議会等は、市民から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は市のホームページ若しくは市報を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあつては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあつては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないう配慮すること。

(審議会等の会議の公開)

第7条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）第8条各号に該当する情報に関し審議又は協議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議_____が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の公開の方法は、審議会等の会議の公開に関する基準（別記2）によるものとする。

（審議会等の諮問内容等の議会への報告）

第7条 審議会等への諮問内容及び答申等は_____、速やかに市議会に報告するものとする。

（審議会等の見直し）

第8条 すでに設置されている審議会等について、当該審議会等の委員の改選時期等に設置の必要性について検討を行い、次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合等の見直しを行うものとする。

(1) 設置の目的が達成されたもの

(2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下したもの

(3) 活動の実績が少なく、設置の効果が乏しいもの

(4) 関係者からの意見聴取等他の行政手段等によって代替が可能なもの

(5) 設置の目的及び所掌事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの

(6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

（調整事項等）

第9条 各部等の統括調整幹は、当該部内の審議会等の設置、廃止、統合及び委員の選任に関し、この指針の趣旨が適正に運用されているか調整を行うものとする。

2 各部等の長は、審議会等を設置、廃止及び統合しようとするとき又は審議会等の委員を選任及び解任しようとするときは、総務課長を経由して総務部長に合議するものとする。

3 各部等の長は、審議会等の委員の選任に必要な情報提供を相互に行うものとする。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議又は協議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の公開の方法は、審議会等の会議の公開に関する基準（別記2）によるものとする。

（_____諮問内容等の議会への報告）

第8条 附属機関にあつては、諮問内容及び答申等を、速やかに市議会に報告するものとする。

（審議会等の設置の見直し）

第9条 次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

(1) 所期の目的を達成したもの

(2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの

(3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいもの

(4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずしも審議会等を置く必要がないもの

(5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なもの

（審議会等の設置の協議）

第10条 審議会等の設置、委員の改選及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめ総務部総務課に協議すること。

4 総務課長は、審議会等の設置及び委員の選任状況を把握し、この指針の趣旨の円滑な運用に係る情報提供を行うものとする。

(審議会等以外の会議の運営及び公開等)

第10条 第2条第2号のウに規定する地域審議会その他この指針の対象とすることが適当でないものの会議については、第5条及び第6条の規定を準用し、効果的かつ効率的な運営及び公開等に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成15年11月1日から適用する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、平成15年11月1日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成19年11月7日から適用する。

別記1

審議会等の委員の公募に関する基準

(応募資格)

第1条 公募による審議会等の委員に応募できる者は、当該委員への応募日現在、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市の他の審議会等の委員となっていない者
- (3) 本市の特別職及び常勤の一般職員並び市議会議員でない者

附 則

この指針は、平成15年11月1日から適用する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、平成15年11月1日以降の最初の改選時期から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成19年11月7日から適用する。

附 則

この指針は、令和 年 月 日から施行する。ただし、審議会等の委員の選任に係る事項は、令和 年 月 日以降の最初の改選時期から適用する。

別記1

審議会等の委員の公募に関する基準

(応募資格)

第1条 公募による審議会等の委員に応募できる者は、当該委員への応募日現在、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 本市の他の審議会等の委員となっていない者
- (3) 本市の特別職及び常勤の一般職員並び市議会議員でない者

(公募の方法)

第2条 審議会等の委員の公募に当たっては、当該審議会等の所管課において、次の各号に掲げる事項について、市報等を活用して広く市民に周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び目的
- (2) 応募資格及び公募の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考の方法
- (6) 問い合わせ先その他必要な事項

(決定方法)

第3条 応募を受け付けたときは、申込期限後速やかに選考し、その結果を応募者に書面で通知するものとする。

2 申込の数が公募の数に満たない場合は、他の方法により選任するなど、欠員とならないように努めるものとする。

別記2

審議会等の会議の公開に関する基準

(会議開催の周知)

第1条 審議会等の会議を開催するときは、開催日程等を会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の公表は、会議名、開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、問合せ先その他必要な事項について、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(会議の公開の方法)

第2条 会議の公開は、審議会等の長が会議の傍聴を希望する者に次に掲げる

(公募の方法)

第2条 審議会等の委員の公募に当たっては、当該審議会等の所管課において、次の各号に掲げる事項について、市報等を活用して広く市民に周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び目的
- (2) 応募資格及び公募の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考の方法
- (6) 問い合わせ先その他必要な事項

(決定方法)

第3条 応募を受け付けたときは、申込期限後速やかに選考し、その結果を応募者に書面で通知するものとする。

2 申込の数が公募の数に満たない場合は、他の方法により選任するなど、欠員とならないように努めるものとする。

別記2

審議会等の会議の公開に関する基準

(会議開催の周知)

第1条 審議会等の会議を開催するときは、開催日程等を会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の公表は、会議名、開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、問合せ先その他必要な事項について、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(会議の公開の方法)

第2条 会議の公開は、審議会等の長が会議の傍聴を希望する者に次に掲げる

方法により当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 審議会等の長は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の長は、傍聴を希望する者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- (3) 審議会等の長は、傍聴者には必要に応じて会議資料を配布するものとする。ただし、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされた会議資料を除く。
- (4) 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。
- (5) 審議会等の長は、会議に関する報道機関の取材に対して記者席を設ける等配慮するものとする。

2 傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は会議概要の公開に努めるものとする。

(会議録又は会議概要の公開)

第3条 会議録又は会議概要は、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされたものを除き原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

2 会議概要は公表するものとし、公表は、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

方法により当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 審議会等の長は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の長は、傍聴を希望する者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- (3) 審議会等の長は、傍聴者には必要に応じて会議資料を配布するものとする。ただし、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされた会議資料を除く。
- (4) 審議会等の長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。
- (5) 審議会等の長は、会議に関する報道機関の取材に対して記者席を設ける等配慮するものとする。

2 傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は会議概要の公開に努めるものとする。

(会議録又は会議概要の公開)

第3条 会議録又は会議概要は、審議会等の設置等に関する基本指針第6条第1項の規定により非公開とされたものを除き原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

2 会議概要は公表するものとし、公表は、行政情報コーナーでの縦覧及び市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。